

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ
2026 年度（令和 8 年度）指定管理事業計画書

2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

指定管理者：

一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団

目 次

■はじめに	1
■事業	
I 指定管理事業	
1. 男女共同参画の推進に関する情報の収集・加工及び提供事業	2
2. 性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業	5
3. 男女共同参画社会の実現をめざす市民活動の支援及び交流の場の提供事業	8
4. 男女共同参画推進のための講座の開催及び啓発事業等	10
5. 男女共同参画の推進に関する調査及び研究事業	13
6. 男女共同参画の推進に関する会議・研修・催し等へのセンター施設提供事業	14
II 一時保育	16

■はじめに

当財団は、2000年の設立以来、豊中市の男女共同参画推進の要となる組織として、推進の拠点施設である「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」の管理運営を行い、地域に根ざした活動を続け25年が経過しました。この間、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発、性別に起因する様々な課題の解決、困難な状況に置かれた女性に対する支援や経済的自立に向けたサポート、生きづらさに対するエンパワーメント支援、目的実現のために市民が繋がりがながら活動できる場の提供など精力的に取り組んできたところです。

2026年度からは、第5期指定管理者として2030年度まで引き続き指定管理施設の管理運営を行っていきます。豊中市男女共同参画推進条例、とよなか男女共同参画推進センター条例、同施行規則及び豊中市男女共同参画計画はもとより、豊中市との指定管理基本協定書、仕様書に基づく施設の管理運営を誠実に行うとともに、地域や関係機関等との協働を進め、各事業を効果的に連携循環させ、男女共同参画をめぐる様々な地域課題に向き合っていきます。

特に、重要な役割として求められている「困難な問題を抱える女性への支援」については、行政と民間団体等との協働による枠組みの中で、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」という視点で、相談事業を核とした寄り添った切れ目のない支援や事業展開が期待されています。財団及び指定管理施設自体がハブとなって、地域全体で有機的な連携が図られるよう、中間支援の場として牽引する役割を意識して取り組みます。

一方、もう一つの柱である「女性活躍の推進」については、情報ライブラリー内に新設される「女性活躍推進拠点コーナー」をフル活用して多面的に事業を展開し、ワンストップであらゆる情報収集や課題解決につながる場となるよう、複数の事業を一体的に捉えた運営戦略のもと、創りあげていきます。

男女共同参画に関わる課題は、「習慣的」「日常的」「構造的」であるがゆえに“見えにくい”という傾向があります。従って、常にジェンダーに敏感な視点で課題を捉え、実施事業を通じて社会的関心を高めていく必要があります。財団の専門性、センターのプラットフォーム機能を基盤に、市域のあらゆる組織や人的・物的資源を“分野横断的”に男女共同参画の視点で接合させ繋いでいきます。

さらに、男女共同参画社会基本法に男女共同参画センターが、「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」として法的に位置づけられるなど、近年ますます役割が重要視されてきています。今後も、近隣センターとの連携強化を図りながら、市域の男女共同参画推進に最大限還元できるよう取り組んでいく所存です。

I. 指定管理事業

1. 男女共同参画の推進に関する情報の収集・加工及び提供事業

男女共同参画社会の実現に関わる専門図書室として、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消等に役立つ多様で幅広い情報を収集・提供・加工・発信します。

<情報ライブラリー運営概要>

開室時間 (休館日、祝日、蔵書点検 期間、年末年始を除く)	月・火・木・ 金・土曜日	10:00～20:00
	日曜日	10:00～17:00
提供サービス内容	10:00～17:00	資料の貸出及び返却、情報相談、窓口での資料予約、映像資料の館内視聴、館内所蔵資料検索端末、ハローワークインターネット求人検索
	17:00～20:00	資料の返却（返却BOX設置） 閲覧席の利用
	女性活躍推進拠点コーナー（就労支援情報コーナーを拡充）	
資料収集方針	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ情報ライブラリー資料収集方針（2026年4月改定予定）に基づき収集	
資料の種類	図書・雑誌・映像資料・ミニコミ誌・行政資料	
資料の貸出等	・貸出点数 図書・雑誌・映像資料 計10点まで（映像資料は1点のみ） ※貸出には「すてっぷ情報ライブラリーカード」の発行が必要 ・貸出期間 図書・雑誌は2週間／映像資料は1週間 ・貸出形態 一般貸出、団体向け特別貸出、一時貸出、パッケージ貸出 ・資料予約（取り置き14日間） ・資料のリクエスト受付	

（1）情報の収集・提供

1) 文献・図書などの収集・閲覧・貸出

- ・具体的な問題解決につながる資料を幅広く収集し、必要とする人に利用しやすい形にして提供します。
- ・利便性向上と効率化に向けて、図書館システムをリニューアルします。
- ・Web予約システムの利用促進に努めます。

2) 情報相談サービス

- ・専門情報の蓄積を活かし、利用者の課題解決に資するよう情報相談サービスを行います。
- ・求人情報の検索等について利用者をサポートします。

- ・ホームページ経由による「メールレファレンスサービス」を行います。また、レファレンス事例集のホームページ公開を視野に事例検討を行います。

3) ホームページからの図書・資料検索システムの提供

- ・利用者自身が主体的に情報にアクセスできる力を得られるようサポートします。

4) 保育つきライブラリー [月2回]

- ・1歳～未就学児を一時保育で預かることで、子育て中の保護者が自分だけの時間を持てるよう女性活躍推進拠点コーナーを含む情報ライブラリーの利用機会を提供します。

5) 本の福袋の貸出

- ・利用促進や資料の周知につながるよう実施します。

6) 女性活躍推進拠点コーナーにおける情報提供

- ・女性の就労や経済的自立に役立つ資料の収集及び展示など、拠点エリアの充実に努めます。
- ・ハローワークインターネット求人情報検索に利用できるよう、パソコンを提供します。

(2) 情報の加工・発信

1) ホームページ等による情報発信

- ・ホームページ、SNS（X、LINEなど）による情報発信を行います。
- ・必要とする情報にアクセスしやすくなるよう、ホームページのリニューアルを行います。

2) 情報誌の発行

- ・男女共同参画ハンドブックとして広く活用してもらえるよう、身近なテーマを取り上げ発行します。

3) 資料の展示

- ・講座連動展示、テーマ展示、コーナー展示等を実施します。

4) 教材や各種ブックリスト等の作成

- ・視覚障害者の利用促進と多様な媒体づくりを進めるため、すてっぷ発行情報誌の音訳資料化に取り組みます。
- ・デジタル教材やブックリストを作成し、ホームページでも配信します。

5) パネル・ポスターの制作、活用

- ・男女共同参画推進に資するよう、多様な角度からジェンダー統計を交えて制作します。

(3) 関係機関との連携

1) 市立図書館等との連携

- ・市立図書館や市立小中学校等に働きかけ、男女共同参画週間における連携展示を行います。

2) 近隣施設との連携

- ・子育て支援センター「ほっぺ」プレイルームに設置されたすてっぷコーナーにおいて、父親の子育てに関する資料やブックリストなどを展示し、啓発及び情報ライブラリーの利用につなげます。

3) 関連施設・機関との連携

- ・市の関係会議等に参画し、収集した有形無形の情報資源を内外に循環させながら専門機関としての連携を図ります。
- ・市立図書館や学校と連携した啓発展示を行います。
- ・研修等に役立つ「上映権付き映像資料リスト」を庁内や関係機関に提供します。

2. 性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業

男女共同参画社会実現のための拠点施設における相談事業として、性別に起因する悩みに対しジェンダーに敏感な視点から相談を実施します。複雑化する社会の中で性別役割に捉われることなく、誰もが自分らしく生きていくために問題解決できるようエンパワーメントにつながる支援を行います。

<すてっぷ相談室運営概要>

受付及び問合せ	9:00～17:00
休 室 日	水曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）

（１） 困難な問題を抱える女性への支援

【豊中市女性総合相談支援窓口の運営体制】

相談手法	電話、面談、メール	SNS（LINE）
開設日時	月・火・木・金・毎月第2土曜 9:00～17:00 ※祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。	月・火・木・金曜 11:00～15:00（受付は14:30まで） ※祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。
業務内容	相談対応、同行支援、訪問支援、支援計画の作成、関係機関との連携支援、「生理用品の購入が困難な女性の窓口」の運営	
専門相談員	社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士 等	

（２） 女性の活躍促進事業

【女性活躍推進拠点コーナーを中心に実施する相談業務】

相談メニュー	相談員	実施数量	特徴・相談内容 (いずれも対面、予約優先)
出張ハローワーク	ハローワーク千里 プラザ相談員	月2回/午後	就労相談、求人紹介、紹介状発行
就活サポート	キャリア・コンサル タント	月4枠/50分	職業適性、応募書類、面接対策
転職・キャリアプラン		月4枠/50分	キャリア形成、転職
一般職業適性検査	キャリア・コンサル タント他	定員6人/60分	厚生労働省編GATB（測定7項目）
働く女性の社労士相談	社会保険労務士	月2枠/50分	労働条件、解雇、育児介護復帰、 ハラスメント (原則 1回限り)

事業者向け社労士相談	社会保険労務士	月2枠/50分	職場の環境改善策、法改正、社内規則や制度構築、採用及び退職、労務管理、育児休業、ハラスメント防止措置、社会保険手続き（原則 1回限り）
事業者向けアウトリーチ	社会保険労務士、中小企業診断士、IT支援専門家等	必要に応じて	
働く女性の心のケア	公認心理師等	月2枠/50分	職場問題に起因するメンタル不調
フリーランス・副業相談（女性起業家）	起業家	月2枠/50分	事業計画、収支計画、開業支援、経営実務、事業戦略、経営課題、マーケティング、ブランディング
中小企業診断士の経営相談	中小企業診断士	月2枠/50分	
税理士相談	税理士	月2枠/50分	会計、フリーランス税務、創業にまつわる融資等の制度（原則 1回限り）

【月間スケジュール】

※第5週目の相談はありません。

	月	火	木	金	土
第1週	就活サポート (キャリア・コンサルタント) 10:00～15:00	税理士相談 10:00～12:00		—	働く女性の心の ケア (公認心理師等) 14:00～16:00
第2週	一般職業適性検査 11:00～12:00	—		出張ハローワーク 14:00～16:00	働く女性の 社労士相談 10:00～12:00
第3週	—	中小企業診断士 の経営相談 14:00～16:00	出張ハローワーク 14:00～16:00	事業者向け 社労士相談 14:00～16:00	—
第4週	—	—	—	フリーランス・ 副業相談（女性 起業家） 10:00～12:00	転職・キャリア プラン (キャリア・コンサルタント) 10:00～15:00

(3) 男性相談

【男性相談メニュー及びスケジュール】

相談メニュー	相談員	実施数量	特徴
電話相談	公認心理師 等	月3日（夜間）/2時間 毎月第1～第3木曜日 18:00～20:00	1回30分程度。固定的な性別役割分担意識に捉われず、自らの課題に向き合えるよう支援。

面接相談 (オンライン可)		月2枠/50分 毎月第4土曜日 14:00～16:00	予約優先。固定的な性別役割分担意識に捉われず、自らの課題に向き合えるよう支援。
特別相談		年1回2枠程度/50分	男性向け講座に連動または附帯させて実施。

(4) その他の相談

相談メニュー		相談員	実施数量	特徴 (いずれも対面、予約優先)
女性総合 相談支援 における 専門相談 (必要に応じて実施)	面接相談	公認心理師等	月20枠/50分 第1～第4木曜 10:00～17:00	エンパワーメントと自己決定につながるよう必要に応じて実施。
	伴走型就労支援	キャリア・コンサルタント等	必要に応じて	求人探し方や就職活動について寄り添い、同行支援も担う。
	離婚にまつわる法律相談	弁護士	月6枠/30分 第1・第3金曜 10:00～12:00	女性弁護士が対応。離婚にまつわる親権・養育費等の相談。
	離婚にまつわるFP相談	ファイナンシャル・プランナー	月2枠/50分 第4金曜 10:00～12:00	シングルマザー、プレシングルマザーの離婚後の生活(お金)の不安に対する助言等。
	離婚にまつわる年金相談	社会保険労務士	月2枠/50分 第2土曜 10:00～12:00	離婚に伴う年金分割等に関する助言等。
グループ相談会		テーマに応じた専門相談員	必要に応じて 年2回程度	相談現場から見てきた課題やテーマで実施し、個別相談へつなげる。
出張すてっぷ相談室		事務局員等	南部・北部で 各1回/月	地域に出向いて「すてっぷ相談室」の周知活動を行い、女性総合相談支援窓口の利用につなげる。

(5) 他機関等との連携

- ・DVに悩む女性に対し、ケースに応じて豊中市配偶者暴力相談支援センター等と連携し支援します。
- ・複合的課題を抱えるケース等については、必要に応じて豊中市多機関連携会議につなぎます。
- ・多様なネットワーク会議等への積極的な参画を継続し、各関係機関との連携を一層強化します。

3. 男女共同参画社会の実現をめざす市民活動の支援及び交流の場の提供事業

市民と行政をつなぐ中間支援的な立場で、NPOや市民団体等の多様な団体活動をサポートするとともに、個人の様々な活動の居場所となるよう、事業を通じて男女共同参画推進の裾野拡大をめざします。

(1) 市民活動支援

1) すてっぷ登録団体制度・支援制度

- ・豊中市すてっぷ登録団体制度の運用を通して、貸室減免利用等による活動支援を行います。
- ・指定管理者独自の登録団体支援制度により、グループロッカー減免利用等で活動をサポートします。

2) 自主グループ支援

- ・講座修了生等による自主グループ化に向けた支援を行います。

3) 協賛事業、後援事業、協力事業

- ・多様な市民活動を支援することで、男女共同参画の裾野拡大と拠点施設の活性化をめざします。

4) 多目的コーナー及びフリースペースの活用

- ・すてっぷ登録団体による活動発表や展示などの市民活動の場を提供します。
- ・起業連続セミナー修了生による販売体験出店や事業アピールの場として活用します。

5) 自習室My すてっぷ

- ・主として若年層に対する居場所の提供を図る目的で実施します。
- ・情報ライブラリーの自習席廃止に伴い、利用時間を原則19時までに延長します。

6) 就労をめざすスペース「すてっぷα」

- ・就職活動や資格取得の勉強等に利用できる一時保育つき事業として作業場所を提供し、希望者にはパソコンの貸出を行います。また、女性活躍推進拠点コーナーの他事業とも連携したサポートを行います。(保育つきの利用は毎週火・木曜日限定。)

7) すてっぷdeスーツレンタル

- ・経済的困難を抱えている人などの就職活動及び就労の促進を図るため、就職面接用衣類等の貸出しを行います。また、女性活躍推進拠点コーナーの他事業とも連携します。

(2) 市民活動のネットワーク形成・支援

1) すてっぷ登録団体ネットワーク会議等

- ・すてっぷ登録団体有志で構成される運営委員会と連携して、「すてっぷ登録団体ネットワーク会議」が団体間の情報交換やネットワーク形成を図る場となるようサポートします。

2) 関係機関や市民団等とのネットワーク形成

- ・多様な中間支援団体が定期的に集まる会議体等に参画し、共通課題についての議論や団体間理解を促進するための情報交換を行います。

4. 男女共同参画推進のための講座の開催及び啓発事業等

男女共同参画に関わる地域の課題、市民一人ひとりの課題の解決に向けた学習機会の提供として、多角的に事業を実施します。

<指定管理業務サービスレベル（SLA）の評価項目及び要求水準>

	講座イベント参加者数	講座イベント参加者数のうち アウトリーチによるもの
確保すべきサービス水準	11,000人／年	2,200人／年
最高評価サービス水準	13,000人／年	2,600人／年

※「性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談」事業を除く

【参考】

「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ管理運営業務サービス水準合意書」において以下の規定が設けられています。
「天災や社会情勢、指定団体の責によらない不可抗力により、指定団体が行う事業運営に影響が出た場合は、当該部分についてサービスレベルの評価対象から除外、もしくは事情を勘案して評価するものとする。その対象・期間等については、施設設置者と指定団体とが協議の上、定めるものとする。」

（１）女性活躍の推進

1) 女性の起業支援セミナー〔連続講座〕

- 働き方や自己実現の選択肢の一つとして起業を考える女性を対象に、計画づくりから開業までをトータルで支援するための講座を実施します。

2) 女性活躍推進イベント等〔複数回〕

- 女性活躍推進拠点コーナーのメインブースを活用し、様々なテーマで少人数制のミニ講座を実施します。また、フリーランス女性などを対象としたコワーキングスペースとしても提供します。
- ロビーの一角にある多目的コーナーを活用し、販売体験など起業女性への支援を行います。

（２）男女共同参画に関する学習

1) 男女共同参画週間事業

- 多様な層に関心の高いテーマを選定し、男女共同参画推進の裾野拡大をめざした講演会を実施します。

2) 女性に対する暴力防止の啓発事業

- 女性に対する暴力を許さないテーマカラーであるパープル色のキルトづくりや展示など、女性への暴力根絶を表現して発信します。

3) すてっぷシネマ〔複数回〕

- 男女共同参画推進の観点で制作された、映画やドキュメンタリー、女性監督作品などを通して、男女格差や性差別、自分らしい生き方などに対する気づきや関心を高める機会とします。

4) 男性対象アンガーマネジメント講座

- ・職場や家庭等において自他尊重による対等な人間関係をつくることをめざし、自分自身の内面といかに向き合うかを学ぶ機会となるよう実施します。

5) 若年層対象講座（リコチャレ事業）

- ・女子中高生を対象に、現役女子学生と交流できる場を設け、進路や将来の職業選択肢として理工系進学を考える機会とします。

6) 固定的性別役割分担意識解消に資する講座

- ・ジェンダー問題を多様な角度で捉え、根底にある固定的性別役割分担意識解消のきっかけとなる学びの機会とします。

7) 50代・60代 わたしの居場所 ゆるっとつながるC○C○カフェ [年5回]

- ・孤独感や不安などを抱えている同年代女性のための居場所づくり事業として実施、気軽に話せて同じ悩みを分かち合える場として運営します。

8) ゆるっとつながるC○C○カフェ分科会 [年4回]

- ・市民や参加者の声、問い合わせ等から見えてくる課題やニーズを踏まえて、対象・テーマ・年代などを更に絞り込み、同じ悩みや課題を抱える参加者同士の安心できる交流の場として運営します。

（３）女性の自立支援

1) 女性のための再就職支援講座

- ・離職後ブランクの長いケースや子育て中の再就職をめざす女性を対象に、その属性特有の課題を踏まえ、自分の人生設計を考えながら就労へつながるようなプログラムを実施します。パソコン基本ソフトのWordやExcel、PowerPoint 技能の習得もめざします。

2) 女性のための簿記３級・２級対策講座

- ・女性の再就職活動、働き続けるためのキャリアアップを目標に、基礎的な資格の取得を通して自信を付け、次のステップへつなげていくきっかけとします。

（４）心とからだ・性の健康関連

1) 女性のためのセルフケア講座

- ・ストレスや困難と向き合い、回復力を身につけダメージから立ち上がるため、乗り越える力やトレーニング法を学ぶことで、変化の多い現代社会を女性が自分らしく生き抜く術の獲得をめざします。

（５）市民と協働した企画の推進

1) すてっぷフェスタ

- ・すてっぷで活動する登録団体をはじめ市民団体等と協働して、３月の国際女性デーにあわせて全館挙げてのイベントを実施します。

2) 市民講師の養成講座

- ・アウトリーチ事業「デートDV防止出前講座」の大学生等講師を養成するための講座を実施し、協働した事業実施をめざします。

(6) アウトリーチ（地域啓発）

1) すてっぷジェンダー平等教育推進助成事業〔14枠〕

- ・市立小中学校、近隣高校に対して、各校のニーズに沿って対象学年にマッチしたジェンダー平等教育プログラムを提案し、外部講師費用の負担までをトータルに助成する事業を行います。

2) デートDV防止出前講座

- ・市立中学校、近隣の高校や大学等に対して、オリジナルプログラムによるデートDV防止啓発出前講座を行い、自他尊重による対等なコミュニケーションや非暴力について学ぶ機会を提供します。
- ・デートDV防止出前講座の事前学習でも活用できるような学習ツールの制作・提供を行います。

3) 避難所運営ゲームHUG出前講座

- ・自治会や地域の事業者等に対して、災害時の避難所運営を具体的に図上体験できるゲームを通して、男女共同参画の視点を踏まえた防災意識を市域に広げていきます。

4) その他

- ・男女共同参画をテーマとした講師派遣を行います。
- ・市立小中学校等の施設見学やフィールドワーク受入れ等の際に、男女共同参画のミニ講義や周知活動を行います。
- ・地域のコミュニティや事業所に対してアウトリーチ事業の周知活動等を行い、利用につなげます。

5. 男女共同参画の推進に関する調査及び研究事業

男女共同参画の推進に資する調査及び研究事業として、設定テーマに関する地域課題を顕在化させ、性別に起因する諸問題解決のため、その調査結果から得られたものを講座等の事業に反映させます。

(1) 調査研究の内容

事業名	若年層のデートDVに関する調査研究事業（仮題）
目 的	これまでの若年層に対するアウトリーチ事業「デートDV防止出前講座」から見えてきた課題である、コミュニケーションのあり方や男女平等感について調査し、啓発手法や学校現場等における解決すべき課題等を探り、より効果的なアウトリーチプログラムにつなげる。
事業実施期間	2年計画（2026年4月～2028年3月）
調査対象	・実態調査対象：高校生、大学生 ・既存アンケート反映：中学生
調査協力者	大学、「デートDV防止出前講座」で協働する大学生
調査手法	調査表への記入方式、Web アンケート

(2) 事業実施スケジュール

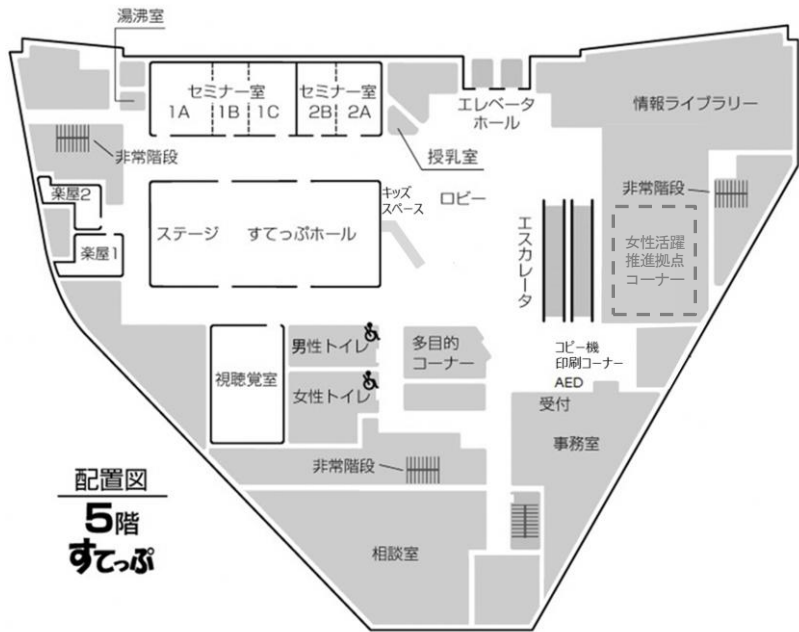
2026年4月	情報収集、調査設計
2026年7月	調査項目の検討及び調査実施準備
2026年11月	調査の実施、調査結果の集計
2026年3月	中間報告書の公表
2027年度	調査結果の分析及び考察、まとめ作業、最終報告書の公表

6. 男女共同参画の推進に関する会議・研修・催し等へのセンター施設提供事業

とよなか男女共同参画推進センター条例及び同施行規則に基づく公平かつ公正な取り扱いに徹し、ホール・セミナー室等を貸し出し、フリースペースであるロビー等を便利で使いやすい場として市民等の利用促進につなげ、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設としての活性化をめざします。また、安全・安心に利用できる施設の維持管理に努めます。

＜施設提供事業の概要＞

すてっぷ貸出施設	ホール、楽屋(2室)、セミナー室(5室)、視聴覚室
共用施設（とよなか国際交流センター）	音楽・健康づくりルーム、料理室、プレイルーム
貸出区分	午前 9:00～12:00、午後 13:00～17:00、夜間 18:00～21:30
貸出料金	とよなか男女共同参画推進センター条例の規定による
フリースペース	ロビー、キッズスペース、授乳室、印刷コーナー、多目的コーナー 等
その他設備	コピー機、グループロッカー、コインロッカー、AED 等
休館日	水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
開館時間	9:00～21:30（貸室窓口受付 9:00～17:30）



＜指定管理業務サービスレベル（SLA）の評価項目及び要求水準＞

貸室利用者数	確保すべきサービス水準	30,000人/年
	最高評価サービス水準	36,000人/年
部屋の使用率 (使用率算定対象：ホール、セミナー室、視聴覚室)	確保すべきサービス水準（うち目的使用割合）	55%（48%）/年
	最高評価サービス水準（うち目的使用割合）	60%（50%）/年

【参考】

「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ管理運営業務サービス水準合意書」において以下の規定が設けられています。
「天災や社会情勢、指定団体の責によらない不可抗力により、指定団体が行う事業運営に影響が出た場合は、当該部分についてサービスレベルの評価対象から除外、もしくは事情を勘案して評価するものとする。その対象・期間等については、施設設置者と指定団体とが協議の上、定めるものとする。」

（１）貸室に関する業務

1) センターの使用承認等

- ・受付、承認、変更の承認、承認の取消し、使用料徴収、減免及び返還手続きに関する業務
- ・窓口における利用法の提案促進、利用者ニーズのキャッチ、インフォメーション機能の充実
- ・貸室Web抽選会の実施
- ・事前審査フォーム等の電子媒体を利用した目的利用審査等「貸室オンライン手続き」の推進
- ・貸室におけるオンライン利用環境の拡充による利用者利便性の促進
- ・市内事業所や団体等へのアプローチによる貸室利用ニーズの掘り起こし
- ・利用者向け附属設備の整備、操作サポート文書等の作成

（２）施設管理に関する業務

1) 備品管理、施設及び設備の修繕

- ・定期的な備品の保守点検、年1回の棚卸し
- ・適切な修繕の実施及び修繕台帳の管理

2) 施設及び環境の維持管理

- ・館内定期巡回（毎日4回以上）による安心かつ安全な空間の維持
- ・警備及び清掃委託事業者との日常的な情報共有及び遂行管理
- ・設備の維持管理及び専門業者による保守点検
- ・とよなか国際交流センターとの施設管理連携

3) 危機管理等の安全対策

- ・事故の未然防止に向けた日常点検
- ・エトレ防災センターとの連携による防犯及び防災対策の推進
- ・自衛消防組織の結成、消防訓練の実施

4) その他

- ・施設の周知や利用者の防災意識を高めることを目的とした場の提供

Ⅱ．一時保育

豊中市一時保育者登録制度を利用して、講座等に男女共同参画の視点に立った一時保育を付帯し、子育て中の方が講座等に参加しやすいようサポートします。